

令和 7 年度版

入園のしおり

乳幼児



豊田市立トヨタこども園

豊田市水源町 1 丁目 1 番地 1

TEL 0565 - 28 - 2198

FAX 0565 - 27 - 6954

toyota-kodomoen@city.toyota.aichi.jp

も く じ

1 教育及び保育の基本理念	-----	P. 1
2 めざすこども像・教育及び保育目標	-----	P. 1
3 保育時間	-----	P. 2
4 一日の保育内容	-----	P. 3
5 食事とおやつ	-----	P. 4
6 行事について	-----	P. 7
7 健康管理	-----	P. 8
8 家庭の協力	-----	P. 12
9 災害等の発生が予測される場合の登降園等	-----	P. 12
10 保育料等	-----	P. 14
11 状況が変わった場合の手続きについて	-----	P. 21
12 保育支援アプリの利用	-----	P. 22
13 その他の取り組み	-----	P. 23
14 その他の注意事項・おしらせ	-----	P. 25
15 入園までの準備等	-----	P. 28

1 教育及び保育の基本理念

こどもが安定した情緒の基で、十分に自己発揮ができるように環境を整え、健康・安全で乳幼児期にふさわしい生活が展開できるようにします。

その中で、心身の発達を助長し、社会の変化に対応できる「豊かな人格形成」と「生きる力」の基礎を育成することを踏まえ、次の3点を基本理念とします。

- ・ 愛する心、豊かな心をもった健康で活力のあるこどもを育てる
- ・ 自ら考え、主体的に行動できる力を育てる
- ・ 道徳性の芽生えを培い、豊かな人間性の基礎・基本を育てる

2 めざすこども像・教育及び保育目標

幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を受け止め、基本理念に基づき、乳幼児期の発達と地域の実態を踏まえ、環境を通して行う保育を基本姿勢として、こどもの生きる力の基礎を培うために、次のような「めざすこども像」・「教育及び保育の目標」を掲げています。

めざすこども像

- ・ 心身ともにたくましく、生き生きと活動するこども
- ・ 愛情や信頼感をもち、友達と関わって遊ぶこども
- ・ 身近な環境に関わり、試したり、考えたりするこども

教育及び保育の目標

- ・ 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中でこどもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る
- ・ 健康、安全な生活に必要な基本的生活習慣や態度を育み、健康な心身の基礎を培う
- ・ 人との関わりを大切に人への愛情や信頼感を育て、自立と協調の態度や道徳性の芽生えを培う
- ・ 身近な自然や社会の事象について興味・関心を育て、豊かな心情や思考力の芽生えを培う
- ・ 生活の中で言葉への興味・関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度を養う
- ・ 様々な体験を通じて豊かな感情を育て、創造性の芽生えを培う
- ・ 保護者と子育ての喜びを共感することを支援の柱として、安定した親子関係や養育力の向上をめざし、園の特性や保育の専門性を生かして相談、助言、行動見本などを示し援助する

本園の保育目標

生き生きと活動するこども

健康でたくましい子

- ・ 基本的生活習慣が身についている子
- ・ 心身ともに健康で意欲的に遊ぶ子

思いやりのある子

- ・ 人の気持ちのわかる優しい子
- ・ 友だちと仲良くし動植物をかわいがる子

よく考え工夫する子

- ・ いろいろなことに興味関心をもって関わる子
- ・ 感じたこと、考えたことを伸び伸びと表現する子

乳幼児期にふさわしい適切な環境の中で、友達や保育者と楽しく充実した生活を営み『遊び』を中心とした直接的・具体的な体験を通して、生きる力の基礎を培っていきます。

3 保育時間

こども園の保育時間は以下の4つに分かれます。基本的な保育時間は午前8時30分から午後3時まで（月曜日から金曜日）です。早朝・延長・土曜日保育を実施している園もありますので、仕事等の状態に応じ、最長で午前7時30分から午後7時まで（月曜日から土曜日）の保育が可能です。**トヨタこども園は午前7時30分から午後6時までとなります。**詳しくは、巻末のこども園等一覧で御確認ください。

❖早朝・延長・土曜日保育は家庭保育が可能な場合は利用できません。

早朝・延長・土曜日保育については保護者の就労形態等に応じ保育を実施するため、申請時に保育が必要である旨を証明する書類の提出を求めます。この証明により利用時間が決定します。

なお、**早朝・延長・土曜日保育の申請、取消しは利用月の前月25日までに園へ申請書を提出**してください。原則、利用月中の変更はできません。

家庭保育が可能な場合は、基本保育時間【午前8時30分から午後3時（月から金）】のみ利用が可能です。

●留意事項

- （1）入園当初は、園での生活に慣れるまでこどもの状態に合わせて、保育時間を短縮しております。御協力をお願いします。
- （2）登降園は、必ず保護者で責任をもち、決められた時間を守ってください。
止むを得ぬ事情により遅れてしまう場合等は、前もって連絡を入れてください。
- （3）**家庭での親子のふれあいが、こどもの成長にとって、とても大切です。家庭での保育が可能な場合は、早朝・延長・土曜日保育は利用できません。**

4 一日の保育内容

乳児（3歳未満児）	時 間	幼児（3歳以上児）
早朝保育	7 : 3 0	早朝保育
登 園 ・観察、検温、所持品の整理	8 : 3 0	登 園 ・観察、所持品の整理
遊び、生活	9 : 0 0	遊び、活動 ・自発的な遊び ・課題のある活動
お や つ	1 0 : 0 0	
昼 食	1 2 : 0 0	昼 食
昼 寝	1 3 : 0 0	遊び、昼寝（3歳児 4月～） （4, 5歳児 夏季のみ） ・自発的な活動
お や つ	1 4 : 0 0	
降 園	1 5 : 0 0	降 園
延長保育		延長保育
延長保育最終降園	1 8 : 0 0	延長保育最終降園

※ 保育内容は、各園により多少異なります。

※ 土曜日保育においては、昼食・降園時間が異なります。

5 食事とおやつ

給食は、こどもの発達に合わせ、乳児（3歳未満児）、幼児（3歳以上児）にわけて栄養士が献立を作成し、実施しています。

献立表は毎月末に翌月分をコドモンで配信又は家庭に配布します。

〈乳児食〉

- 献立表を基に、乳児の発達に合わせ、食べやすいように配慮しながら調理員が提供します。
- 必要な栄養をとりながら、いろいろな種類の食べ物や料理を味わい、食べる喜びを持てるようにします。また、保育者や友達と一緒に食べる楽しさを体験し、スプーンやフォークを使って自分で食べようとする意欲を育てます。
- おやつは、午前と午後にあります。

〈幼児食〉

- 給食センター等から調理・配送されます。こどもの心身の発達を促すために、必要な栄養をとりながら、みんなと一緒に楽しく食事することにより、好き嫌いのない食事やマナー等のよい習慣を身につけます。
- **土曜日は、弁当となります。**

〈その他〉

- 食物アレルギー対応は生活管理指導表に基づいて行います。詳細は園にご相談ください。
- 園外保育等のときは、弁当の持参をお願いする場合があります。あらかじめお知らせしますので、御協力ください。
- 献立内容等は各園の行事等で多少異なることがありますので、御承知ください。
- 春季・夏季休業保育期間、年末年始前後について、原則給食を提供しますが、3～5歳児について、給食センター等休業日、平日の園全体の利用者数が10人未満等、給食を実施できない場合は、弁当の持参をお願いします。
- 給食センター等の施設保守点検や修繕のため、給食を中止することがあります。その期間、幼児は、弁当持参となりますので御協力ください。なお、期間については、あらかじめお知らせします。

豊田市こども園の給食における食物アレルギー対応について

豊田市役所こども・若者部保育課

豊田市では、食物アレルギーを有する園児の安全を最優先とし、健やかに成長できるよう、以下の対応をとっています。詳細については園とご相談ください。

1 対応方針（乳幼児共通）

◆対象のアレルゲン(原因食品)食品について完全除去対応(提供するか、しないか)を行います。

食品の量、調理方法等によつての対応は原則行いません。

◆ご家庭で食べたことのない食品は提供できません。

給食で提供される食品について、入園前にご家庭で食べていただくようお願いします。

◆医師の診断指示「園生活管理指導表」に基づき対応します。

食物アレルギーがある場合は、必ず医療機関を受診し、園生活での管理・配慮が必要か不要かについて医師の診断を受け、必ず園にご相談ください。

◆重度のアレルギー症状をお持ちの場合、給食の提供ができない場合があります。

コンタミネーション※等ごく微量で発症する可能性がある場合は、安全な給食の提供が困難なため、弁当を持参いただくようお願いいたします。

※コンタミネーションとは、食品を製造する際に、原材料としては使用していないにも関わらず特定原材料等が意図せず混入する場合をいいます。

2 乳児給食について

◆園で食材を購入し、調理を行い、給食を提供します。

◆原則、園で除去食、代替食を提供します。

◆園から配布される乳児献立一覧表と乳児献立表を、園と保護者で確認し対応していきます。

3 幼児給食について

◆給食センター等から調理・配送される給食を提供します。

◆対象のアレルゲン(原因食品)を含む料理・食品は提供しない対応を行います(無配膳対応)。

無配膳対応をした料理・食品の代替について、弁当を持参いただくようお願いいたします。

◆豊田市の給食における食品等の扱いについて以下のルールがあります。

・そば、落花生（ピーナッツ）、くるみの使用はありません。くるみを除くナッツ類、キウイフルーツ、いくら、あわびについて、食材そのものは使用しませんが、加工品や調味料に微量に含まれる場合があります。

・給食センター等で調理する料理については、75℃で1分間以上加熱したものを提供しています。ただし果物は生で提供する場合があります。

◆園から配布される献立一覧表と食物アレルギー原因食品一覧表を、園と保護者で確認し対応していきます。

◆園と小学校の献立は一部異なります。入学前に小学校の献立を確認するようお願いします。

お子様のアレルギーについて、 入園前に医療機関で診断を受けましょう

①園から「園生活管理指導表」をもらう。



②医療機関を受診する。



③診断が確定し、園での管理が必要な場合は「園生活管理指導表」を
医師に記入してもらう。



④園に「園生活管理指導表」を提出する。
園生活におけるアレルギー対応について園と保護者で相談する。



もしかしてと思ったら、かかりつけ医に相談してみましょう

食物アレルギーと間違いやすい症状



ヒスタミンによる 食中毒

鮮度の低下した赤身魚を食べると、魚
中のヒスチジンがヒスタミンに変化し、
じんましんなどの症状が出ます。

乳糖不耐症

牛乳を飲むとおなかが
ゴロゴロすることがあり
ます。これは、消化不良
による症状です。



やまいもやきゅうり等 による「仮性アレルギー」

野菜や果物の中には、食物アレル
ギーと似た症状(かゆみなど)を引き起
こす成分が入っているものがあります。



※食物アレルギーのある人でアトピー性皮膚炎を伴うことはありますが、アトピー性
皮膚炎だからといって、食物アレルギーがあるとは限りません。

※一般的には、乳幼児期に発症した食物アレルギーの90%は、6歳までに治ると
言われています。

「園生活管理指導表」が必要と思われる場合は、園に御連絡ください。

6 行事について

集団生活を通してこどもの成長、発達等を促すため、おおむね次のような行事を行っています。

月	園 行 事 ☆太字の行事は、保護者参加行事です
4	☆ 入園式 （10）※幼児新入園児 進級式（10）※在園児 こどもの日を祝う会（25）
5	六所山野外体験学習（2）※5歳児 春の内科健診 防サイ君（23）※地震体験 ☆ 保育参観・クラス懇談会 （30）※幼児
6	移動動物園（2） ボールクリニック（12）※5歳児 プール開き（10） 歯科健診 ☆ クラス懇談会 （20）※乳児
7	七夕会（7） ☆ 個別懇談会 （14～16）※3, 4歳児 夏のお楽しみ会（17）
8	
9	プール納め（4）
10	☆ 運動会 （10） 交通安全講習会（17）※4, 5歳児 秋の内科健診 3園交流（31）（トヨタこども園、今こども園、藤藪こども園）※5歳児
11	秋の遠足（7）
12	祖父母発表会（3） ☆ 生活発表会 （5） もちつき（17） 冬のお楽しみ会（22）
1	新年おめでとうの会（7） ☆ 個別懇談会 （13～15）※5歳児
2	豆まき（3） ☆ 保育参加・子育て講座 おこしもの作り（27）
3	ひなまつり会（3） お別れ遠足（6） ☆ 卒園式 （23）※5歳児 修了式（23）※3, 4歳児
その他	誕生会 不審者訓練 豊南交流館絵本借り（月1回程度）※4, 5歳児 AFC サッカー教室（年3回） 栽培物を使ってクッキング※5歳児 等
毎月	交通安全指導・避難訓練

※現時点での予定ですので、変更する場合があります。

7 健康管理

乳幼児期は心身共に著しく成長し、人として健康な生活を送る基礎をつくるきわめて大切な時期です。こどもが元気にすくすくと育つために、家庭と園が十分連絡を取り合っでこどもの成長を見守ることが必要です。園でこどもが楽しく過ごせるように御協力をお願いします。

(1) 基本的な生活習慣を身につけましょう。

成長・発達途上のこどもが健康に過ごすために、「生活リズムの安定」を保つことが基本です。毎日の生活の中で「早寝・早起き」「一日3回のバランスの良い食事をする」ことを繰り返すことで、十分な睡眠と栄養が取れ、元気に遊ぶことができます。

大人中心の生活ではなく、こどもの生理的なリズムに合わせましょう。

- ①早寝、早起きをしましょう。夜9時には布団に入ることを目標としましょう。
- ②大人と一緒に朝食をしっかり食べましょう。
- ③朝、登園前にトイレに行きましょう。

(2) 清潔について

- ① 手洗い、うがいは感染予防の基本です。こどもがかかりやすい感染症はウイルス性の病気が多く、手洗い、うがいで予防できるものも多くあります。家庭でも手洗い、うがいの習慣化に心掛けてください。
- ② 感染予防、けがの予防のために爪を短く整えましょう。長い爪は細菌、ウイルスが溜まりやすく不潔になります。また、友達の顔や手をひっかくと傷になってしまいます。
- ③ 毎日入浴し、皮膚を清潔に保ちましょう。入浴後は清潔な肌着を着せてあげましょう。皮膚を汚れたままにしておくと感染症を引き起こす原因になります。入浴は病気から身体を守るだけではなく、精神的な安定も図れます。病気等で入浴ができない場合は手足やお尻、陰部、赤ちゃんの場合は首の周りも拭いてあげましょう。
- ④ 目や皮膚の病気の予防のため、髪の毛は短くするか、結んであげましょう。

(3) 日頃の健康管理について

- ① 持病や体質的に配慮を要する場合は、あらかじめお知らせください。状況により、主治医の診断書等の提出をお願いする場合があります。
例) 小児ぜんそく、アレルギー体質(過敏症)、ひきつけ、けいれん
関節がはずれやすい、医療的ケアがある、その他継続的に受診している病気等
- ② 熱がある等いつもと異なる体調の場合は、早めに休養し、ゆっくりと体調の回復を待ちましょう。また、体調が回復してから登園しましょう。

- ③ こどもは体温調節が未熟です。周囲の大人が季節や活動に応じてこまめに衣類を調節することで、次第にこども自身に調節する力が養われます。着脱しやすく、活動しやすい衣服を整えてください。また、こどもは代謝が激しく、汗をかきやすいので水分を吸収しやすい下着を着せて登園させてください。

(4) 体調を悪くしたら

体調が悪い場合は、十分な栄養を取り、安静にすることが大切です。また、こどもの病気は急に状態が変わることもあります。体調の変化に合わせて早めに受診し、悪化しないようにしましょう。

こんな時は家で様子をみて、早めに受診しましょう。

- ぐずる、泣いてばかりいる
- 元気がなく、食欲がない
- 熱がある
- ぐったりしている
- 下痢、嘔吐がある
- 痛がる
- 湿疹などのブツブツがある
- 朝、なかなか起きられない
- 目やにが出ている

※こどもは、自分の状態をきちんと伝えることが十分できません。朝の忙しい一時ですが、しっかりと目を合わせ、スキンシップをし、こどもの表情や体の状態など、小さな変化に気を配りましょう。

(5) 薬の使用について

園では、原則、こどもに薬を飲ませる、塗る等はいりません。

- ・保育時間中に薬が必要な場合は、可能な限り保護者が来園して実施して下さるようお願いします。
- ・受診した医療機関で現在通園していることを伝え、保育時間中に薬を使用しなくてもよいように使用時間や薬の種類の変更等が可能かを相談してください。
- ・上記が共にできない場合は、園に相談してください。
- ・医師の指示に基づかない市販薬等の対応はできませんので、御了承ください。

(6) 病児保育について

病気やけがの回復期にあり、集団保育が困難な場合に、病児保育室の利用ができます。詳細は園にある「豊田市病児保育事業利用のご案内」を参照ください。ただし、施設利用定員は限られていますので、良き協力者を探しておくことも大切です。

病児保育室

すくすくの森 (すくすくこどもクリニック隣) 豊田市東山町 2-2-9 Tel80-1633

ぴよっこ (豊田厚生病院内) 豊田市浄水町伊保原 500-1 Tel43-5082

ぴーぽらんど (トヨタ記念病院) ※実施方法・使用様式等が異なるので、トヨタ記念病院のホームページで確認してください

(7) 園での定期健康診断等について

- ① 病気や異常を早期発見するために園医等による定期健康診断を実施します。(内科、歯科、尿検査、視力検査(年中・年長のみ))
診断の結果、疾病や精密検査等のお知らせがあった場合は、速やかに医療機関を受診してください。
- ② 相談事項等があれば事前に配布する「定期健康診断事前調査票」に御記入ください。
- ③ 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査は、この健康診断とは内容が異なりますので、別に市から届いた通知に従って必ず健診を受けてください。

(8) 園で体調が悪くなったら

体調が悪くなった場合は、連絡します。早めにお迎えに来ていただき、医療機関を受診してください。園で感染症が流行している時は、受診の際、現在通園している園で感染症が流行していることを医師に伝えてください。

けがをした場合は応急処置をし、状況を連絡します。必要に応じてお迎えをお願いする場合があります。

＜こんな時は連絡します。御理解と御協力をお願いします。＞

- ・ 発熱や頭痛、腹痛、おう吐、下痢等で状態が回復しない
- ・ いくつかの症状が重なって見られる
- ・ 食事や水分がとれない
- ・ いつもと様子が違う
- ・ 地域の感染症の流行状況から判断した場合

(9) 感染症について

- ① こどもが感染症にかかったら、直ちに園へ連絡してください。
- ② 感染症によって、医師の指示により他の児童へ感染のおそれがないと判断されるまで登園停止となるものがあります(学校保健安全法施行規則18条)。
- ③ 登園停止となった感染症の内、治ゆした証明が必要な場合があります(下表1のとおり)。提出が必要な場合は園から指示させていただきます。提出の方法については、下記のとおりです。

豊田加茂医師会加盟医療機関に「治ゆ証明書」が置いてあります。医療機関で証明を受け、登園時に、園へ提出してください。豊田加茂医師会に加盟している医療機関で受診した場合の文書料(証明料)は、豊田市で負担します。

(豊田加茂医師会加盟でない医療機関で、治ゆ証明書が発行された場合の文書料は保護者負担となります。)

- ④ 感染力が非常に強い感染症(インフルエンザ等)については、感染拡大防止のため、クラス等に対して登園自粛の措置をとることもありますので、御承知ください。
- ⑤ 予防接種により、発症を予防できる感染症があります。市から予防接種の通知が来たら、体調を整えて早めの接種をお願いします。

- ⑥ 清潔、不潔に関係なく、年間を通してアタマジラミの発生が見られます。髪の毛から髪の毛へと付着し広がりますので、発生したら直ぐ駆除等に御協力ください。

表 1 治ゆ証明書が必要な感染症 (R6.11 時点)

感染症		登園停止期間の基準
治ゆ証明書が必要な感染症	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	※インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで
	※新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎（はやり目） 急性出血性結膜炎、結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間を経過するまで
	伝染性紅斑（りんご病） とびひ、手足口病、ヘルパンギーナ、 感染性胃腸炎 等	治ゆ証明書は不要ですが、医師の判断により集団生活が困難と判断された場合は、登園できないことがあります。

※インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の治ゆ証明書は、令和6年度末現在不要ですが、今後変更する場合は連絡します。治ゆ証明書の有無にかかわらず、登園停止期間の基準を過ぎてから登園するようにしてください。

（10） 新型インフルエンザ等が発生した時

病原性の高い新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼしそうな場合には、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小限にするため、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われます。

必要に応じて、保育施設の臨時休園を行う場合があります。

8 家庭の協力

(1) 登降園について

- ① 時間は守ってください。
- ② 登降園は安全な道を選び、毎日決めた道を通りましょう。また、歩くときは必ず手をつなぎましょう。
- ③ 登降園時の送迎は、保護者の方で責任をもっていただき、交通事故防止につとめてください。門扉は保護者の方で責任をもって開閉をしてください。鍵は必ず閉めましょう。(小門の鍵は3段階なっています)
- ④ 中途時間に降園する時、又は保護者以外の方が迎えに来る時は事前に連絡してください。
- ⑤ 欠席する時や、長期欠席後登園する時は事前に連絡してください。
- ⑥ 車を利用される場合は、下記のことを守ってください。
 - 決められた場所に駐車し、**必ずエンジンを止め、施錠**をしてください。
 - 車上ねらいが多発していますので、**車内にはバッグ等を絶対に置かない**ようにしてください。
 - 車からは親が先に降り、**必ずこどもの手をつないで**ください。
 - 車中にこどもを残さないでください。

登降園の受付を始め、園への連絡などは保育支援アプリ(コドモン)にて行います。

※詳細は、各園から別途案内させていただきます。御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

(2) 生活習慣について

- ① 早寝・早起きの習慣をつけましょう。
- ② 大人と一緒に朝食をとりましょう。
- ③ 登園前に排便の習慣をつけましょう。
- ④ 朝夕のあいさつはすすんでしましょう。
- ⑤ 安全の習慣を身につけましょう(交通事故、水難事故、誘拐事件等の防止)。
- ⑥ テレビ・ゲーム等は時間を決めましょう。
- ⑦ スマホやパソコンの使用は控え、ふれあいを大切にしましょう。

(3) 休園日について

休園日は、日曜日、祝日、年末・年始(12月29日から翌年の1月3日まで)、災害等の発生が予測される場合です。なお、土曜日については園によって異なりますので、巻末のこども園一覧表を参照ください。

9 災害等の発生が予測される場合の登降園等

豊田市では、台風時や地震時及び大雨による災害事故を防ぐため、この地方に警報が発表された時の登降園について、次のようにとり決めていますので御協力ください。

また、暴風警報等の気象情報については、テレビ、ラジオ、インターネット等の放送又はひまわりネットワークの気象情報を御確認ください。

豊田市内気象警報等の区域については以下の2区域となります。	
・西三河北西部	⇒ 豊田市西部（下記以外の地区）トヨタこども園はここです
・西三河北東部	⇒ 豊田市東部（旭、足助、稲武、下山地区）

◆上記園所在区域に「暴風警報」が発令された場合

- ①警報が発令されて午前6時までに解除された場合は、平常通り保育します。
 - ②午前6時までに警報が解除されない場合は、当日の保育を中止します。
 - ③園児が園にいる時に発令された場合は、速やかに迎えにきてください。
 - ④注意報発令の場合にも気象変化に十分注意して、こどもの危険防止に努めてください。
- ※園所在区域に「暴風雪警報」「特別警報」が発令された場合も、「暴風警報」発令時と同様の対応となります。

◆上記園所在区域に「大雨警報・洪水警報」が発令された場合

原則保育を実施しますが、園が危険と判断した場合は当日の保育を中止します。

※前日までに台風の接近や、災害級の大雨等が予報されている場合には、翌日の保育を中止する場合があります。該当する場合にはコドモンから連絡しますので、御理解・御協力をお願いします。

◆給食について

- ①午前6時までに暴風警報の発令が解除された場合は、当日の給食はあります。
- なお、保育時間中に暴風警報が発令された場合、その時間・状況により給食を実施できない場合がありますので、御承知おきください。
- ②前項の規程にかかわらず気象情報等により、事前に暴風警報が発令されると予測される場合は給食を中止することがあります。
- この場合においては、給食を中止する日の前日の午前11時までに、コドモンアプリにて連絡します。なお、当日暴風警報が発令されていない場合においても給食はありませんので、弁当を持参してください。
- ※「特別警報」が発令された場合も、原則「暴風警報」発令時の対応に準じます。
- ※特定の地域において土砂災害警戒情報、河川氾濫情報、その他の避難指示等が発令された場合は、園の指示に従ってください。
- ※豊田市から「警戒レベル3・4・5」が発令された地域の方は速やかに避難してください。

◆地震が発生した場合

- ①豊田市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、園から指示があるまで自宅待機とします。
- ②園児が園にいる時に震度5弱以上の地震が発生した場合は、速やかに迎えにきてください。
- ③南海トラフ地震臨時情報が発令された場合は、園からの指示に従ってください。

◆Jアラートが発信された場合

- ①登園前に発信された場合は、園から指示があるまで自宅待機してください。
- ②保育中に発信された場合は、園からの指示に従ってください。

10 保育料等

こども園等の保育料

(1) 保育料の種類

こども園等の保育時間は以下の4つに分かれます。

【A】基本保育時間	午前8時30分から午後3時まで（月～金曜日）
【B】早朝保育時間	実施している園もあります。
【C】延長保育時間	実施内容は園によって異なるため、詳しくはこども園等一覧を参照してください。
【D】土曜日保育時間	

7:30	8:30		15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
早朝 保育 時間 【B】	基本保育時間【A】（月～金曜日） 月額料金は市民税所得割額等による			延長保育時間【C】 月額 （16:00まで）1,000円			
				→（17:00まで）2,000円			
	土曜日保育（基本保育時間土曜日）【D】 ※一部の園は正午まで 月額1,600円（正午までの園は800円）			→→→（18:00まで）3,000円			
				→→→→（19:00まで）4,000円			
月額 1,000 円 ←				→→→→→			

※記載の金額は乳児（0～2歳児）の料金です。幼児（3～5歳児）の料金は0円です。

(2) 【A】基本保育料

平日の午前8時30分から午後3時までの保育にかかる保育料です。

保護者の市民税所得割額等に基づき、基本保育料を決定します。ただし、調整控除以外の各種税額控除（住宅借入金等特別税額控除やふるさと納税等）は加味しません。

幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所については、この他に実費徴収（施設整備費・園独自の教育経費等）がある場合があり、実費徴収分は無償化の対象外となります。実費徴収の詳細については、直接園にお問合せください。

階層	市民税所得割額	0～2歳児	3～5歳児
A	生活保護世帯	0円	0円
B01・B91	市民税非課税		
C01・C91	48,600円未満		
C02・C92	57,700円未満		
C03・C93	77,101円未満		
D01	97,000円未満	12,000円	
D02	169,000円未満	15,000円	
D03	301,000円未満	32,000円	
D04	301,000円以上	37,000円	

(3)【B～D】早朝・延長・土曜日保育料（以下、「延長保育等」という。）

延長保育等は、保護者の就労形態等に応じて保育を実施します。

ア 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は、延長保育等は利用できません。

イ 提出書類

- ・早朝保育等及び春季休業保育等申請書（園で配付）
- ・延長保育等が必要である旨を証明する、要件証明書（就労証明書等）

ウ 申込み

延長保育等の申込み、変更及び取消しは、**利用前月の 25 日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。**

エ 保育料

	0～2 歳児（D階層のみ）	・ 0～2 歳児 （A～C階層） ・ 3～5 歳児
【B】 早朝保育料	月額 1,000 円を加算 ※午前 8 時から午前 8 時 30 分までの園は月額 500 円を加算	0 円
【C】 延長保育料	1 時間ごとに月額 1,000 円を加算	
【D】 土曜日保育料	月額 1,600 円を加算 ※午前 8 時 30 分から正午までの園は月額 800 円を加算	

オ その他

幼保連携型認定こども園の 3～5 歳児のうち、保育の必要性がない（1号認定）場合は、延長保育等を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

基本保育料の算定方法

(1) 基本保育料の算定方法

基本保育料は、保護者の市民税所得割額によって算定されます。

算定の対象となる保護者

ア 父	
イ 母	
ウ 家計の主宰者	父、母ともに市町村民税非課税の場合は、 父母以外の同居の直系血族（祖父母等）及び高校生以上の兄弟のうち、最も市町村民税額が高い方

なお、父母が別居している場合や、離婚後同居している場合も両親が算定の対象となります。

(2) 基本保育料の階層

こども園等の保育料（2）【A】基本保育料の表において、算定者の市民税所得割額の合計額が該当する階層が基本保育料の階層となります。

- (3) 保育料の多子軽減** ※A～C階層は、保育料は無料のためD階層のみ適用
多子世帯においては、そのこどもが何人目のこどもかによって、基本保育料等の軽減措置があります。

【兄弟判定】

生計を一にする兄弟をすべてカウントして何人目のこどもかによって判定します。同居の兄弟は生計を一にするとみなしますが、別居の兄弟の場合、就労、婚姻、海外に居住している場合は生計を一とはみなしません。別居の兄弟であっても生計を一としている場合は、別途書類の提出が必要です。

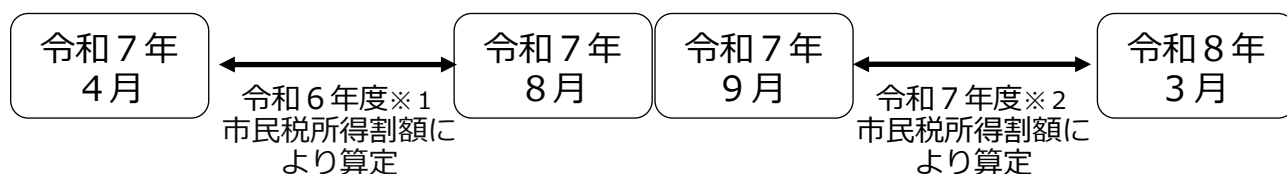
【0～2 歳児 保育料の多子軽減表】

	階層	基本保育料	延長保育料等
第1子	D01 以上	軽減なし	軽減なし
第2子	D01 以上	半額	半額
第3子以降	D01 以上	0 円	0 円

(4) 基本保育料の再算定

最新の税額で保育料を算定するためには基準年度の変更が必要になります。

毎年9月分の保育料の算定から基準年度の変更を行うため、9月分から保育料が変わることがあります。



- ※1 令和6年度市民税所得割額とは令和5年1月1日～12月31日の所得に応じて課税されます。
- ※2 令和7年度市民税所得割額とは令和6年1月1日～12月31日の所得に応じて課税されます。

保育料の支払方法

保育料の納付は口座振替をお願いします。

(1) 手続

入園時にこども園でお渡しする「豊田市市税等預金口座振替依頼・自動払込申込書」に必要事項を記入し、口座振替を希望する金融機関又は郵便局に提出してください。

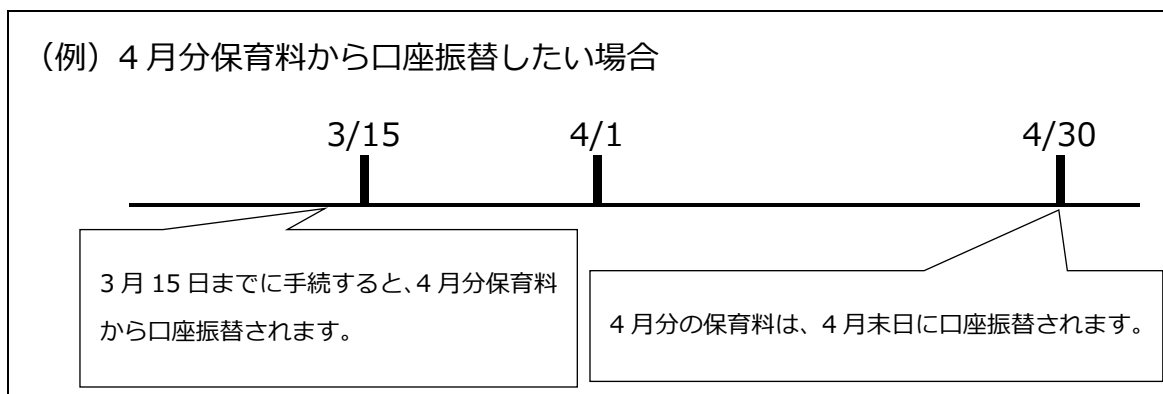
なお、当初入園における提出方法は、園から指示があります。

毎月15日で締切り、翌月分保育料から口座振替が開始されます。

(2) 振替日

毎月月末（ただし12月は25日）に当月分保育料を振替します。

ただし、振替日が金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日が振替日です。



(3) その他

幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所は、各園等が保育料を徴収しますので、直接園等へお問合せください。

令和 7 年度の振替日は以下のとおりです。

月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
日付	4/30	6/2	6/30	7/31	9/1	9/30	10/31	12/1	12/25	2/2	3/2	3/31

※延長保育等利用によって追加で発生した保育料や、残高不足で引落しができなかった保育料については、対象月の翌月の振替日に翌月分保育料と合わせて再振替します。(再振替は対象月毎に 1 回のみ)

春季・夏季休業保育

春季休業保育及び夏季休業保育期間中は、保護者の就労形態等に応じ保育を実施します（一部の園を除く）。

(1) 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は利用できません。

(2) 提出書類

- ・ 早朝保育等及び春季休業保育等申請書（園で配付）
- ・ 要件証明書（就労証明書等）

(3) 申込み

事前に利用希望調査を行います。

春季・夏季休業保育の申込み、変更及び取消しは、利用前月の 25 日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

(4) 春季休業保育及び夏季休業保育期間中にこども園等を利用しない場合の基本保育料

区分	利用しない期間	各月の基本保育料	
春季休業	卒園式※翌日～3/31	3 月	基本保育料×16/25
	4/1～入園式※前日	4 月	基本保育料×16/25
夏季休業	7/21～7/31	7 月	基本保育料×16/25
	8/1～8/31	8 月	0 円

※公立こども園以外の場合、園によって卒園式・入園式の日付が異なる可能性があります。
その場合、公立こども園の卒園式・入園式の日付に合わせて保育料が計算されます。詳しくは園に御確認ください。

(5) その他

幼保連携型認定こども園の3～5歳児のうち、保育の必要性がない(1号認定)場合は、春季・夏季休業保育を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

給食費等その他費用（保育料以外に毎月かかる費用）

以下の支払については、「12 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用」を参照してください。詳細については別途園から指示があります。

(1) 災害共済制度（日本スポーツ振興センター）

万一の事故、災害に備えて加入していただく制度です。保育中及び登降園中の事故、災害に対して給付されます。

- ・共済掛金（保護者負担額）年額240円
- ・納入方法 4月の諸費（5月中旬）でエンペイにて支払っていただきます。

(2) 給食費

豊田市では、公立こども園に通園する3歳児～5歳児の給食費について、令和6年度から無料になりました。また、アレルギーや宗教・信条等の理由により弁当を持参される場合は、代替給付を行っています。代替給付の詳細は、豊田市ホームページをご参照ください。

該当ページへの二次元コード→



URL: <https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kosodateshien/teate/1060283.html>

(3) 月刊絵本の購入について

当園では、幼児は毎月年齢に合った絵本を購入していただき、園で読み聞かせを行っております（乳児の購入は希望者のみ）。月末に家庭に持ち帰りましたら、是非、読んであげてください。こども達が園で楽しんだ絵本を、保護者の方も一緒に楽しんでいただけたらと思います。

- ・購入先 愛知こどものとも社 1冊460円 × 12か月
- ・支払い方法 業者から配布される振込用紙にて支払い

※幼児は、誕生ブック（430円）もこどものとも社で購入をしますので、一緒にお支払いをお願いします。

保育料等の未納

月々の保育料等は納付期限内にお支払ください。以下は、万が一保育料等が未納になった場合の取扱いです。

（１）延滞金の発生

納付期限までに支払がなかった保育料に対して、延滞金が発生します。

詳しくは、対象者に送付する督促状の裏面を確認してください。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

（２）児童手当等からの徴収

児童手当法に基づき、保育料等が一定の期間未納となっている場合に限り、児童手当等を保育料等の支払に充てたいと考えています。

児童手当等からの支払には、あらかじめ申出書を提出する必要があるため、教育・保育施設等利用申込書内【児童手当・特例給付に係るこども園保育料等の徴収に関する申出書】欄への御記名をお願いします。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等

給食費の未納分（令和５年度以前の滞納分）

【注意事項】

未納額によっては、兄弟姉妹分の児童手当等も支払に充てることがあります。

児童手当等から保育料等未納分を差し引き、残った金額があればその差額が支給されます。

（３）滞納整理業務を市債権管理課へ移管

督促状発送後納付がない場合は、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、市債権管理課が催告や差押等法的手続による滞納整理を予告なく行います。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

（４）入園決定

過去に保育料等の未納がある場合（既に卒園したこどもの未納を含む）は、こども園等に入園できない場合がありますので、保育課に連絡を取るとともに、早急に納付をお願いします。

幼児教育・保育の無償化（参考）

3歳児から5歳児（満3歳になった後の4月1日から小学校入学前まで）及び住民税非課税世帯の0歳児から2歳児のお子様は、こども園等の利用料が無償化となります。

無償化の給付を受けるためには、認定申請が必要な場合があります。制度概要等を御確認ください。

なお、認定決定が利用日に間に合わない場合は、認定決定までの利用料は無償化の対象外となります。

各施設における無償化対象（○：対象、×：対象外）

分類	対象施設・事業 (分類を越えた併用は原則 不可。市外施設も対象)	保育要件あり ※1 (共働き等)		保育要件なし (専業主婦(夫)等)	
		利用料	在籍園での 預かり保育	利用料	在籍園での 預かり保育
①	私立幼稚園 青木、豊田星ヶ丘、松平大和、飯野ひかり、美里	○ ※2	○上限あり ※3	○ ※2	×
②	私立幼稚園 ①以外の幼稚園	○上限あり ※2,4	○上限あり ※3	○上限あり ※2,4	×
③	認定こども園	○ 延長も対象	○上限あり ※3	○ ※2	×
④	こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所	○ 延長も対象		○	
⑤	企業主導型保育施設	○		×	
⑥	認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（預かりのみ）	○上限あり ※5		×	
⑦	障がい児通所施設 (放課後等デイサービスを除く)	○ 分類①から⑥との併用可			

※1 保育要件ありとは、同居の保護者（父、母とも）が以下に該当する場合

就労（月 60 時間以上）、出産、病気・障がい有り、同居親族の看護・介護、就学（月 60 時間以上）、通園・通学の付き添い（月 60 時間以上）、求職活動、災害

※2 満3歳を含む

※3 月 1.13 万円まで。満3歳児の住民税非課税世帯の場合は月 1.63 万円まで。

※4 月 2.57 万円まで。授業料、入園料のみが対象。

※5 合計月 3.7 万円まで。0歳児から2歳児の住民税非課税世帯の場合は月 4.2 万円まで。認可外保育施設は市HPに無償化対象施設の一覧を掲載。

1 1 状況が変わった場合の手続について

【具体的な手続の例】

状況	教育・保育給付認定 変更申請書	要件証明書	時間外変更 申請書等	退園届	備考
離婚・結婚、祖父母と同居・別居など世帯構成が変わった場合	○	—	—	—	【期限】変更になった翌月 1 日
市外へ転出する場合	—	—	—	○	【期限】退園日の 1 5 日前
・税額が変わった場合 ・生活保護の受給を開始・廃止 停止した場合 ・世帯員が障がい認定を受けた 場合	○	—	—	—	【期限】変更になった翌月 1 日
入園要件が変わる場合 ・仕事の退職・休職 ・出産予定月後 2 か月経過 ・診断書内期間を終了 ・退学 等	○	○	—	—	新しい要件証明書 ※入園要件不要学齢は教育・保育給付 認定変更申請書のみでも可 ※求職活動申立書を提出する場合は、 求職活動開始後 2 か月以内に就労証明 書を提出することが必要
就労証明書等の内容を変更する 場合	○	○	—	—	就労時間・育休期間等全項目の変更に 必要
早朝保育及び春季休業保育等の 申込み、変更及び取消し	—	○	○	—	【期限】利用前月の 2 5 日 ※就労要件の場合の就労証明書を事業 所に証明してもらう必要あり

※書類は園にあります。期限までに園へ提出してください。

申請に基づき教育・保育給付認定等を変更します。

この他にも変更の手続が必要な場合がありますので、園又は、保育課に御相談ください。

※市外へ転出する場合、転出日前日の月末まで登園可能です。ただし、5 歳児が 2 月 2 日以降に転出する場合は、3 月末（卒園）まで登園可能です。

◎申込書等に虚偽の内容があった場合

年度の途中でも退園していただきます。

なお、年間を通して就労等実態調査を行いますので、こども園等の適正運営について、御理解と御協力をお願いします。

◎長期間、園をお休みする場合

以下の条件に該当する場合は退園となります。（旧幼稚園型の認定こども園の幼児を除く。）

- ・ 1 月の間（3 1 日以上）連続して欠席したとき。
- ・ 3 月間連続して各月の開所日数の過半数を欠席したとき。

※ 4月1日から入園式の前日まで、7月21日から31日まで、8月1日から31日まで、及び卒園式の翌日から3月31日までの間で、春季休業保育、夏季休業保育を利用しないときは上記日数から除くことができます。

12 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用

以下のとおり保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）を利用します。

※利用には保護者スマホ等からアプリのダウンロードや登録が必要です（登録方法や登録に必要なID・パスワードは園から別にお知らせします。）。

コドモン

〈活用する主な機能〉

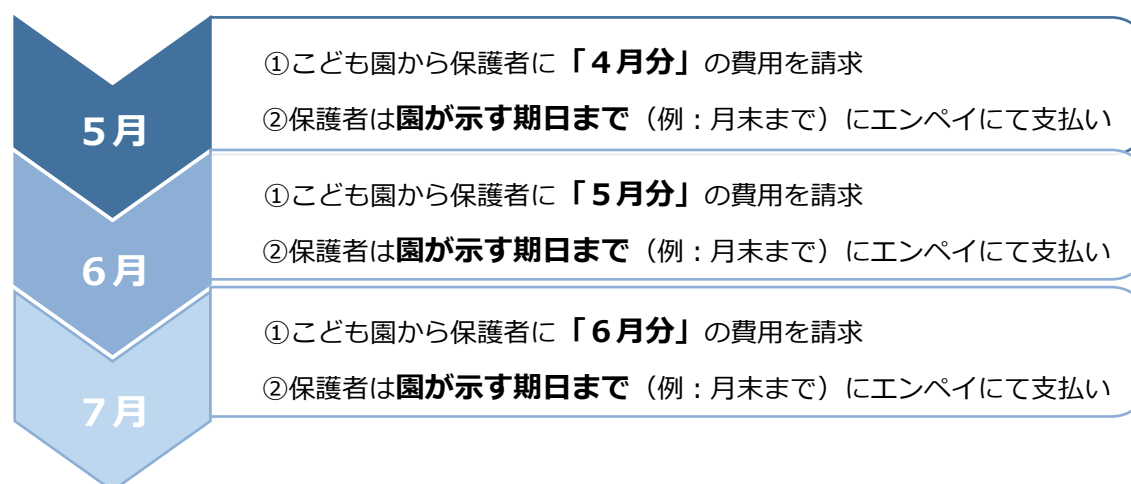
	機能名	使用用途
1	登降園管理	登降園時間の打刻、出欠・遅刻の連絡、迎えの変更などを行います。
2	給食申請	給食を申請する際に使用します。
3	お知らせの配信	園だよりなど保護者宛てのお知らせを配信します。
4	アンケート機能	保護者向けにアンケートを行う際に使用します。
5	行事予定	各園の行事や休園日等を確認する際に使用します。

※日々の登降園管理や給食の申請については、コドモン上で行うこととなりますので、忘れずに登録をお願いします。

エンペイ

諸費（保育で必要な用品等）、一時保育料、災害共済掛金の保護者負担金についてはエンペイを用いて園から保護者に請求します。

〈支払の流れ（例）〉



13 その他の取組

紙おむつのサブスクについて

(運用開始：令和4年度)

公立こども園では紙おむつのサブスクを利用することができます。利用を希望される場合は、提供事業者のお申込みフォームからお申込みください。(希望者のみ)

(1) 対象

公立こども園の0～2歳児

(2) 利用方法

本サービスの事業者(BABY JOB 株式会社)と各自で契約を結ぶことで利用可能。

QRコードから登録をして下さい。

(3) 利用料金

1か月2,508円(税込)(令和6年12月現在)

(4) 紙おむつ・おしりふきの種類

紙おむつ：マミーポコ

おしりふき：ムーニー

(5) 登録期限

利用開始の前月25日まで(4月入園の場合、3月25日まで)

25日を過ぎて登録した場合は、園の先生に「おむつのサブスクを登録しました。」とお声掛けください。なお、日割り計算はできないため、月途中開始の場合はご注意ください。

(6) 解約について

前月の月末までにBABY JOB 株式会社の専用ページから解約手続きを行うと、翌月から利用停止ができます。(日割り計算はありませんので、月途中解約でも1か月分料金が発生します。)

お申込みフォーム



お昼寝ベッドについて

(運用開始：令和5年度)

公立こども園では、保育室内の安全性や衛生面(各種感染症対策等)の充実を図ること、また保護者の負担軽減を目的としてお昼寝ベッドを導入しています。

(1) 対象

公立こども園の0～3歳児

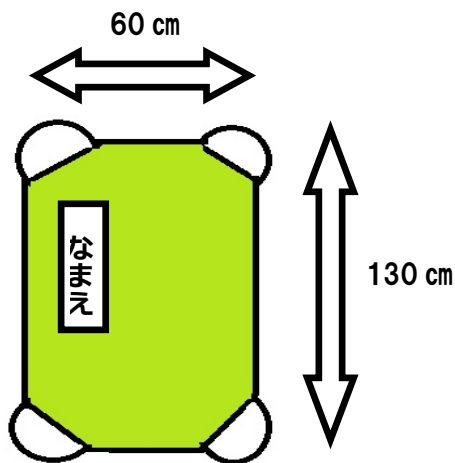
(2) 導入によるメリット

保護者：布団の用意が不要、布団の持ち運び・布団干しの負担軽減

こども：衛生環境の向上<新型コロナウイルスを始めとする各種感染症の感染拡大の防止、埃・ダニの繁殖の抑制、睡眠の安定 など>

(3) 家庭で用意していただくもの

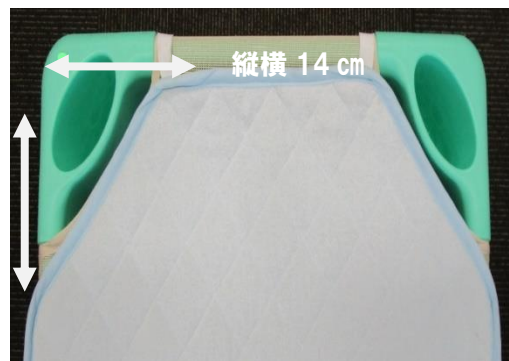
○お昼寝ベッド用シーツ 2枚(洗い替え用)



【作成する例】

- ・ベッドの大きさにあった左のサイズのものを市販品又は作成してご準備ください
- ・生地は自由です
- ・作成する場合は、
 - * 布（タオル地、キルティング地など）
 - * ゴム 4 本（目安：横2～3cm×長さ 35 cmほど）
 - * 四隅を縦横 14 cmほど三角形に折る
 を使ってください
- ・シーツの左上に名前を付けてください

【市販品の例】

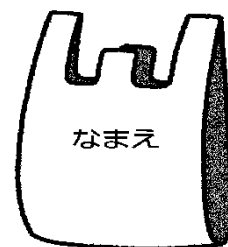


○掛布団に代わるもの

（夏）タオルケット （冬）毛布
季節によって使い分けてください。

○シーツ入れ袋

休みの前日にシーツとタオルケット等を袋に入れて持ち帰り、洗濯をして翌週にシーツ袋に入れて持ってきてください。エコバックなどのスーパー袋位の大きさの袋を用意してください。名前を記入してください。



（４）その他

- ・枕は不要です。
- ・シーツや掛布団にかわるものは、体調や気温によって変えて頂くことは可能です。
- ・ベッドのイメージ図とサイズ

【サイズ】縦 134 cm×横 60 cm×高さ 12.3 cm



1 4 その他の注意事項・おしらせ

- ① こどもの急病などの連絡に備え、連絡先を明確にし、園との連絡を密にしてください。
(携帯電話番号の変更など速やかに連絡してください。)
- ② 住所、勤務先の変更、家族の人員に異動(結婚、離婚、祖父母との同居・別居、死亡など)、保育料算定者の市民税額更正等があった時は、速やかに連絡をし、申請等してください。
- ③ 保育時間中における担任の呼び出しは御遠慮ください。
- ④ こどものこと、保育に関することは、こども園にお気軽に御相談ください。
- ⑤ 退園される場合は、**原則 1 5 日前までに**申し出てください。1 5 日前を過ぎた場合、過ぎた日数分の保育料が発生する場合があります。

※市外へ転出する場合、転出日前日の月末まで登園可能です。ただし、5 歳児が2月2日以降に転出する場合は、3月末(卒園)まで登園可能です。

また、市内のこども園等に転園される場合は、転園先入園希望月の前々月1 5 日～前々月最終開庁日の期間で、保育課にて受付をしてください。詳しくは“豊田市こども園等のご案内”をご覧ください。

- ⑥ 家庭で用意した着替え袋に予備の下着(パンツ)がない場合は、幼児は園で購入した新品のパンツを使用します。その場合は、**同じサイズのパンツを購入し返却**してください。
- ⑦ 保護者が園行事で撮影した写真やビデオ等の情報を、SNS にアップすることはご遠慮ください。
- ⑧ 園職員は、お子さんの体に理由の分からない傷やアザを見つけた際には虐待を疑い、市に報告する義務があります。事前に、怪我の様子をお知らせください。
- ⑨ 園で下痢や嘔吐をして汚れた衣服等の持ち帰りについて

＜大便・おう吐物で汚れた衣服の取り扱いについて＞

園内で大便(普通便・下痢便ともに)、おう吐物等で衣類が汚れた場合は、保育者の着衣や周辺にウイルスなどが飛び散らないよう水洗いはしていません。

ウイルスなどの広がりを最小限にして二次感染を防止するため、そのまま持ち帰りますのでご了承ください。 別紙参照

＜大便・おう吐物で汚れた衣服の取り扱いについて＞

保育者は、ノロウイルス等による感染性胃腸炎が園内でまん延しないよう、手洗い、うがいを中心に衛生管理に十分心がけています。集団感染の原因の一つとして、保育者の「手」を介して広がる二次感染があります。

園内で大便（普通便・下痢便ともに）、おう吐物等で汚れた衣類の汚れは、保育者の着衣や周辺にウイルスなどが飛び散らないよう水洗いはしていません。

ウイルスなどの広がりを最小限にして二次感染を防止するため、そのまま持ち帰りますのでご了承ください。

◆ご自宅で汚れを落とすときに心がけてください◆

- ・窓を開け、十分換気をしてください。
- ・使い捨て手袋、使い捨てマスクを使用すると、二次感染を防止するのに効果的です。
- ・塩素系の消毒液を使用する、または、85℃の熱湯で 1 分間以上つけることで消毒の効果が得られます。ただし、素材によっては縮んでしまう場合がありますので、適応を確認しながら消毒してください。また、塩素系の消毒液は色落ちする場合がありますので消毒薬の注意書きを確認しながら、気を付けて使ってください。
- ・他の洗濯物と分けて、最後に洗濯をしてください。
- ・片づけ時、周りを汚さないように気をつけてください。
- ・最後に石鹸で、しっかりと手洗いをしてください。

＜血液で汚れた衣服の取り扱いについて＞

- ・血液を介して感染する疾病もありますので、血液が付いた衣類も洗わずにお返しします。ご理解をよろしくお願いいたします。

【お願い】 ☆汚れものを入れた**クリアケースの消毒**をお願いします。

手順 ※消毒液で衣服が白くならないよう お気をつけください。

- ① 消毒液の濃度は0.05%です。手荒れの危険がありますので、使い捨て手袋を着用してください。
- ② 雑巾を消毒液に漬け、絞ります。
- ③ ケースの**取っ手部分**、**ケース内側**を拭きます。ケースを伏せて戻します。
- ④ 雑巾は、水洗い**せず** 伏せたケースの上に置いておいてください。
※トイレ掃除の際、職員が水洗いします。
- ⑤ 使用した手袋は、ゴミ箱に捨てて下さい。

こどもの生活の基盤は家庭であり、保護者に十分に甘えられ、欲求が満たされることで、保護者とこどもの「きずな」ができ、安心した毎日を過ごすことができます。

乳幼児期に、身体的、精神的、社会的に幸せな状態で過ごすことが、生涯にわたって大切であると言われています。

こども達一人一人が、よりよい成長・発達をしていくために、こども園と家庭とが互いに連携し合って保育をしていくことが大切になりますので、御協力をお願いします。

子育て、仕事、家庭と、忙しくされている保護者の方にとって、時に心の余裕がなくなることあるかと思いますが、お子さんに、ゆったりとした気持ちで関わることができるよう、園としてサポートできたらと考えています。

☆毎日の生活で大切にしたいこと

＜生活のリズムを大切に＞

こどもは、昼間、十分に活動し、夜は **PM 8 : 00 ~ 9 : 00** には寝ましょう。起きるのが遅いと、こども園に来てもぼんやりとし、十分に遊び込むことができません。**大人の生活リズムに子どもを合わせないように気をつけましょう。**

＜朝の食事を大切に＞

朝食は一日の生活をスタートするために必要なエネルギー源です。食べることで頭がさえ、体が温まり、力がわいてきます。朝食を食べて登園しましょう。

＜触れ合いを十分に＞

保護者の仕事が休みの日には、十分に子どもと触れ合うようにしてください。遠出をしなくても、近くの公園を散歩したり一緒に触れ合って遊んだりすることで、こどもは満足します。これらの積み重ねがこどもの情緒を安定させるためにとっても大切なことです。

＜こどもの甘えは十分に受け入れ、心の安定を図る（だっこ・おんぶ等）＞

抱っこを要求してきた時は、甘えたい気持ちを受け止め、心の安定が図れるまで抱っこすることが大切です。

＜褒め、励ましながら、自分でできる喜びをもてるように＞

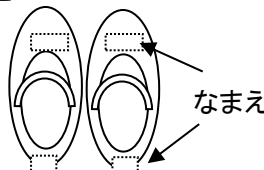
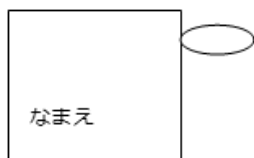
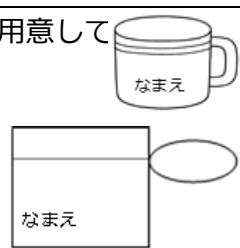
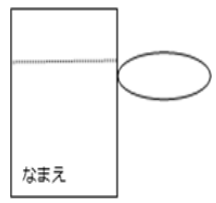
3 歳までは、身支度をしてもらって「気持ちいい」という感情が大切です。温かく手をかけてもらう心地よさを味わうことで満たされます。心地よさが次には「自分でしたい」という意欲になります。この意欲が大切です。「自分で」の気持ちを温かく認めましょう。自分で出来た喜びが自己肯定感につながっていきます。

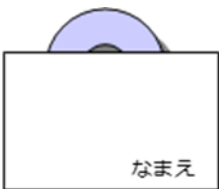
＜豊かな体験をして考える力、思いやりの心を育む＞

こどもは環境（人、事物、自然、動植物、出来事等）に関わりながら発達します。豊かな経験により、好奇心、探求心、思考力、想像力を育み、主体的に生活する力をつけていきます。特に乳児期は大人にとって危険と覚えることも、こどもにとっては好奇心であることも多いです。こどもは友達や地域の方とのかかわりを通して、人への信頼感を築きます。周囲の大人が規範意識をもって生活することで、思いやりや情緒的、社会的、道徳的な発達が促されます。

15 入園までの準備等 (幼児)

◎全ての持ち物に、お子さんが分かるように記名をしてください

上履き（シューズ）	・シューズには、2か所（前、かかと部分）に名前を書いてください。 ・左右が分かりやすいように目印があると良いです。 ・週末に持ち帰りますので、洗って月曜日に持ってきてください。 
シューズ袋	・シューズを出し入れしやすいよう、ゆとりのある大きさのものを用意してください。 ・厚手の布やキルティング生地が丈夫で適しています。 
着替え袋	・着替えを個人ロッカーに入れて置いておきます。 ・キルティング等の厚手の生地は不向きです。 (サイズ：約 35 cm×30 cm) 
着替え一式	・上着、ズボン、靴下、下着、フェイスタオル（体を拭く用） ・汚れた衣類を入れるビニール袋（3枚程度、袋にも名前を書いてください） ※衣類やビニール袋は使用したら翌日補充してください。 ※予備のマスクは、リュックサックに入れてください。
コップと袋	・牛乳150cc程度入る大きさ、持ち手のあるものを用意してください。(プラスチック製のもの) ・コップが余裕で入る大きさの袋を用意してください。 ・紐は一本にしてください。(紐の長さ：約 19 cm) 
給食セット袋	・ナフキン、箸セット、口拭きタオル、食事用のマスクが入る大きさの袋を用意してください。 (サイズ：約 27 cm×17 cm) ※マスクには必ず記名をしてください。 ・箸セットは市から配布されます。 ※入れ物とふた、箸、フォーク、スプーン 全てに記名をしてください。(中学校まで使用します) 
給食用ナフキン	・毎日洗濯したものを持ってきてください。 ※洗い替えがあると便利です (サイズ：約 32 cm×40 cm) 
口拭きタオル (ミニタオルハンカチ)	・給食の時に使用します。15cm角程度のミニタオルが使いやすいです。 ・毎日洗濯したものを持ってきてください。

手さげ袋	・貸し出し絵本、製作物やおたよりファイル等を入れます。 ・キルティング等の厚手の生地が良いです。 (サイズ：約 30 cm×40 cm) ・園から持ち帰った時は、翌日必ず持ってきてください。 
水筒	・コップ、肩紐付きのものを用意してください。 ・通年使用。園外保育時にも使用します。 ・園外保育時はリュックサックに入れて持ち運びします。
リュックサック	・毎日リュックサックで登園します。 ・大きさの目安①弁当 ②水筒 ③ピクニックシート④おしぼりが入る程度のもの。 ・お子さんが開閉しやすく体に合ったものを用意してください。 ・キーホルダーは付けません。
道具箱	・プラスチック製のカゴを用意してください。 ※底が網目状のものは避けてください。 ・よく見える位置にひらがなで記名をしてください。 ・大きさ A4 サイズ (縦 35 cm×横 26 cm)
クラス帽子	・毎日被って登降園します。内側に記名をしてください。 3 歳児…赤色 4 歳児…黄緑色 5 歳児…水色 ・こどもが自分の物と分かるようにマークを着けていただいても良いです。 ※各自、金澤屋で裏地白、日よけ付きのものを購入してください。 P32 参照
絵本カード入れ (4、5 歳児のみ)	◎豊田市図書館の利用カードを入れます ※利用カードを持っていない方は、5 月連休明けまでに交流館や図書館で作ってください。 
クッキングセット (5 歳児)	・クッキングセット (エプロン、マスク、調理帽子) ・クッキングをする時に使用します。事前にお知らせします。 ・エプロンの紐は、前でリボン結びができる長さにしてください。 ・首にかける部分はゴムを通すと着脱しやすいです。
上着	・春先や冬の寒い日など、戸外で遊ぶ時に着用します。 ・安全面の理由から、フードが付いていないものをお願いします。 ・掛けて保管するため、各自紐でループを取り付けてください。
プールセット	・6 月中旬頃から、水遊びやプール遊びを楽しみます。 ・持ち物の詳細は、時期がきましたら案内を配信します。

◎昼寝について

- 3歳児は、4月より昼寝を開始しますので、必要なものを用意してください。
 - 4・5歳児で、夏季休業保育、土曜保育を利用されるお子さんは昼寝をします。布団は使用せず、ゴザの上で体を休めます。タオルケット等を持ってきてください。
シーツや掛け布団は毎週休日前に持ち帰ります。洗濯をしていただき、月曜日に持ってきてください。
- ※枕は使用しません。
※衛生面を考え、袋に入れて持ち運びをしてください。

☆ご協力ください☆

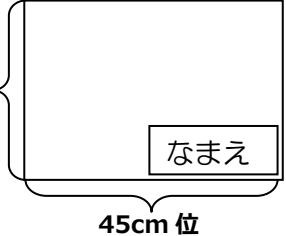
ご家庭で余っている、雑巾やタオルがありましたらご協力ください。
食事やおやつの机拭き、保育室の掃除、棚や玩具の消毒等に使用します。新品の雑巾やタオル、使用済みのもの、どちらでも結構です。年間を通してご協力いただけると大変ありがたいです。よろしくお願いします。

＜お願い＞

- ・髪が長い(肩以上)お子さんは、結んでください。(遊びや食事の時に邪魔になります)ヘアピンは、怪我につながりますので使用しません。また、**飾りの大きいヘアゴム**は帽子に引っ掛かり着脱しづらいです。シンプルなゴムで結んでください。
- ・勤務先を離れるときや他のところへ出かける時は、**朝申し出て**、いつでもすぐに連絡がとれるようにしておいてください。**(園からの連絡は、基本的に職場にします)**
- ・欠席や遅れて登園される場合は、必ず**9時まで**にコドモン等で連絡してください。

※保護者がお休みの日はできるだけ家庭での保育をお願いします。
家庭での親子の触れ合いが、こどもの成長にとって大切です。

おむつを使用している子について

おむつ	・おむつの<u>前側</u>に名前を記入してください。 
おむつ替えマット	・おむつを交換する時や、パンツを履く時に敷いて使います。 ・キルティング生地がおすすめです。 * 周りがほつれてこないように、バイアステープ又は三つ折りにして縫ってください。 ・毎日持ち帰ります。洗い替え用に数枚準備してください。 
おしり拭きナップ	・排便時に使用します。
ビニール袋	・排便時のおむつを捨てる際に使用します。 ・25cm×30cm位のものを1セット * ケースに入らない場合は、チャックポリ袋に小分けして入れてください。
ビニール手袋 * 手にピッタリとはめれるもの	・汚れ物の始末の際に感染予防のため、ビニール手袋を使用します。 ・Mサイズのビニール手袋をケースの中に入れてください。
ケース (プラスチックカゴ)	・上記のものをまとめて入れます。 * 幅13センチ、奥行き30センチくらいのものが好ましいです。

*** 全ての物に記名をしてください。**

【各自で購入していただくもの】

◎以下の用品の購入をお願いします。金澤屋用品店にて

品物	対象年齢	値段
クラス帽子（日よけ付き） 3歳児…赤色 4歳児…黄緑色 5歳児…水色	全園児	フリー 1,050 円 Lサイズ 1,200 円
ハイマーカー 8色 （水性ペン）	4歳児	990 円
ハイパステラ 16色 紙ケース （クレパス）	4、5歳児	680 円
はさみ中 ソフトグリップキャップ付き	4、5歳児	460 円
園児用のり カチットキャップ	4、5歳児	240 円

※はさみは右利き用、左利き用があります。

・カラー帽子 （フリー 1,050 円） （Lサイズ 1,200 円） ・保育用品	金澤屋用品店にて購入をお願いします。（3月末まで） 園名と学年を伝えて購入してください。 ＜金澤屋用品店＞ 豊田市西町3丁目23-1 Tel 32-0308 火曜定休
＜5歳児＞ ・絵具（792 円） ・油性マーカー （1,584 円）	池田事務機にて購入をお願いします。（3月14日まで） 園で発注してあります。園名を伝えて購入してください。 ＜池田事務機＞ 豊田市御幸本町1-193 Tel 28-6711

【登園時にしていただくこと】

① コドモンレコを打刻する

通常の迎えの時間、人と変更がある場合は**9 : 00までに入力をしてください。**

② 手洗いをしてから部屋に入る

<目的> 乳児は抵抗力が弱いので、外部からの雑菌をもちこまないようにするため、登園したらテラスの手洗い場で、親子ともにハンドソープで手洗いをして自分のハンカチで拭いてください。

③ 靴下を脱いで、ケースに入れる

④ 検温をする・爪の長さを確認する

<目的> お子さんの体調を把握するため。(体温は健康のバロメーターです)

※各自でデジタル体温計を用意してください。

(耳で測るもの、先が曲がるもの、婦人用は不可)

<測定する手順>

① 検温する…ひざの上にお子さんを座らせて、わきの下にしっかりつけて測る。

※保護者の方のひざの上で本を読んだり話したりしながら測ってください。

② 検温表に体温と状態を記入する。

③ 体温と爪の確認をする…**検温表・体温計・連絡帳・お子さんの爪を保育者に見せ、一緒に確認をしてください。**

※体調の悪い時や朝の様子等を受け入れ時に保育者に伝えてください。

<体温について>

・警告体温の場合(37.5℃以上)……保護者の方から12時前後にこども園へ、お子さんの体調の問い合わせの電話をしてください。

・降園体温の場合……病児とみなし受け入れができません。保育途中で降園体温に達した場合には、園から連絡をしますので、迎えに来てください。

※伝染性の病気のある時、ひどい咳、下痢の激しい時等、集団保育を受ける上で望ましくない健康状態の場合は熱がなくても保育の受け入れることができません。

※発熱・下痢等があった場合、お子さんの回復のためにも**24時間は家庭で様子を見ていただき、体調を整えてから登園することをお勧めします。**

下痢便が続き、脱水症状のおそれがある場合は、連絡をしますので、迎えをお願いします。

⑤ 持ち物の準備をする

- ・エプロン、おしぼりを所定の場所に入れる
- ・おむつ替えマットを入れる
- ・おむつの補充(トイレのおむつセット用のカゴに7枚、引き出しに予備を3枚入れる)
- ・おしぼり入れ用のカゴに袋を掛ける

⑥ 連絡帳を保育者に見せる

仕事、家事などでお忙しいと思いますが、保護者の方と連絡を密にするため、お子さんの健康状態や様子、家庭からの連絡事項を記入してください。家庭にて記入するよう御協力をお願いします。必要なことは、口頭でお知らせください。

*連絡帳のファイルは園で発注してあります。各自で、池田事務機(Tel 28-6711)に購入に行ってください。(3月14日まで)

⑦ 排泄をする・おむつの排泄を確認する

一緒にトイレに行き、排泄しているかを必ず確認し、出ていたらおむつを交換してください。

⑧ 衣類の補充をする

乳児は年齢が低いため、汚したり濡らしたりして着替えが必要になります。汚れて持ち帰った衣類の補充を忘れないようにし、決められた用品と枚数は常時、置くようにしましょう。

【降園時にしていただくこと】

- コドモンレコの打刻をする。
- 迎えの方は入室前に、ハンドソープで手を洗い、自分のハンカチで拭く。
- 汚れ物、各自の持ち物の確認をし、持ち帰る。
- おむつマットケースを消毒かごに入れる。
- 連絡帳と靴下を持ち帰る。
- 金曜日に、昼寝セットと帽子を持ち帰る。

【服装について】

- 防寒着は動きやすく、こどもが着脱しやすいもので、前開きやチャックの服を着るようにしてください。上着を掛けられるようにループをつけてください。
- フードのついた衣服は事故につながりやすく危険ですので着用しないでください。
- ズボンは上げ下げのしやすい生地の柔らかいものでお願いします。
- 靴下を履いていると滑りやすいので、園では脱いで生活します。

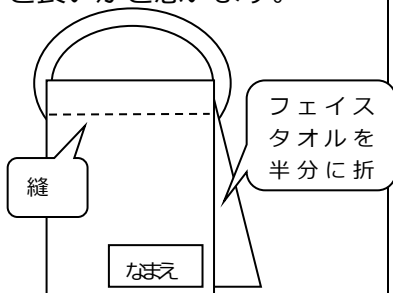
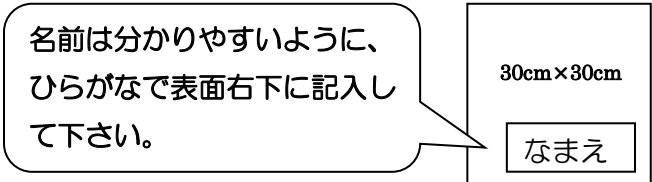
【名前について】

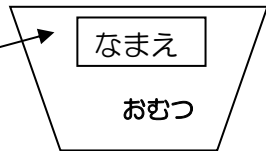
- **園に持ってくるもの全てに記名をしてください。**靴下やおしぼり等、名前が薄くなったり、消えたり、買い換えたりした物にも、必ず記名してください。紙おむつにも一枚ずつ記名をしてください。（※サブスク利用の方は除く）
- 名前は見やすい位置に大きく書いてください。

【各自で購入していただくもの】

・ カラー帽子 （1,050 円）	金澤屋用品店 にて購入をお願いします。（3月末まで） 園名と学年を伝えて購入してください。 ＜金澤屋用品店＞ 豊田市西町3丁目23-1 Tel 32-0308 火曜定休
・ 連絡帳ファイル （695 円）	池田事務機 にて購入をお願いします。（3月14日まで） 園で発注してあります。園名を伝えて購入してください。 ＜池田事務機＞ 豊田市御幸本町1-193 Tel 28-6711

【家庭で用意していただくもの】

体温計	・デジタル体温計（耳で測るもの、先が曲がるもの、婦人用は不可） ・個人持ちで使用します。※園用に1本ご用意ください。
エプロン	・おやつ、食事の時に使用します。 ・毎日持ち帰ります。 ・1日3枚使用します。（おやつ2回、食事1回で使用） 2歳児は必要に応じて数を変えていきます。その際はお知らせします。 ※延長保育を利用する方はプラス1枚必要です。 ・予備で、1, 2枚程度、用意しておいてください。 <エプロンの作り方> フェイスタオルを半分に折り、1.5cm 位のところを縫い、平ゴムを通す。 * お子さんに合わせて、エプロンが首元にくるようにゴムの長さを調節して結んでください。 * 平ゴムは10コールという表示のものがちょうど良いかと思います。 ・使用している間にゴムが伸びてしまうことがあります。 その際は、ゴムの交換をお願いします。 ・衛生面を考え、<u>汚れが目立ってきたら新しいものに交換してください。</u>  ※名前は白地の布（約2×7cm幅）に書いてください。
おしぼり	・おやつ、食事の時に使います。 ・毎日持ち帰ります。 ・1日3枚使用します。（おやつ2回、食事1回で使用。） ※延長保育を利用する方はプラス1枚必要です。 ・衛生面を考え、<u>汚れが目立ってきたら新しいものに交換してください。</u>  ※名前は約2×7cm幅に書いてください。
おしぼり入れ用エコバック	・食事などで使用したエプロン、おしぼりを入れます。 ・毎日持ち帰ります。 ・袋のサイズ 28cm×35cm 以上の大きさ。 ※袋の口がカゴにしっかりと掛かるようにセットしてください。
トイレ汚れ物用ビニール袋	・汚れ物（おむつ・パンツなど）を入れるのに使用します。 ・袋のサイズ 25cm×35cm 以上の大きさのもの。 ・外箱、外袋にも記名をしてください。 ・トイレの個人用カゴに入れてください。

ビニール手袋 ＊手にピッタリとはめれるもの	・汚れ物の始末の際に感染予防のため、ビニール手袋を使用します。 ＊袋や箱に記名をしてください。 ＊感染症が流行っている時は、手袋を二重にして使用することもあります。（使用頻度も高いため、100枚程度入った箱売りものがおすすめです）
ビニール袋 （多目的）	・汚れ物や着替えた衣服を入れるなど多目的に使用します。 ・袋のサイズ 43cm×30cm以上の大きさのものを10枚程度。 ＊衣類タンスに入れておいてください。 ＊袋1枚ずつに記名をしてください。
衣類・靴	・体に合った、動きやすいものを用意してください。 ・靴：運動靴など足に合った、動きやすく履きやすいものが良いです。（マジックテープのものが好ましい） ＊サンダル、ブーツ、クロックス、底の厚い靴はケガにつながりやすいので、ご遠慮ください。<u>長靴で登園した場合、活動しやすいために運動靴を使用する場合もあるので、ご用意をお願いします。</u> ・ズボン：着脱のしやすい、ゴム入りのズボンをお願いします。サロペットやウエストをボタンで留めるタイプのズボンは、自分で着脱できないため避けてください。 ・フードの付いたものは、引っかかりやすく危険なので、フードのついていない衣服をお願いします。 ＊靴、靴下、肌着なども含め、全ての持ち物に記名をしてください。 ＊ロンパースは自分で着脱できないので、上下セパレートの服・肌着でお願いします。
カラー帽子	・乳児クラスは全員、黄色(裏地が白)です。 ・ネームラベルに名前を書いてください。 ・こどもが自分の物と分かるようにマークがあるとよいです。 ※頭の大きさに合わせて、縫って調整をしてください。 ※0歳児は家庭で使用しているものでよいです。
多目的用タオル	・汗をかいた時や砂遊び後の体を拭くなど、多目的に使用します。 ・フェイスタオルを1枚程用意してください。 ＊畳んだ時に見える位置に名前を付けてください。（白地の布に書いてあると、見やすいです）
おむつ ※サブスクの子を除く	＜紙おむつの場合＞ 紙おむつの前側に記名をしてください。 ※朝、履いてくるおむつにも記名をしてください。 
おむつ替えマット	・おむつを交換する時や、パンツを履く時に敷いて使います。 ・キルティングの生地がおすすめです。 ・毎日持ち帰ります。洗い替え用に数枚準備してください。 ※周りがほつれてこないように、バイアステープ又は3つ折りにして縫ってください。 ※名前は表面右下をお願いします。 35cm×45cm 位 なまえ ※名前は約2×7cm幅に書いてください。

おしり拭き ※サブスクの子を 除く	・ 排便時に使用します。 ・ 外袋に記名をしてください。 ※乾燥防止のためフタを付けて下さい。
昼寝ベット用 シーツ 掛け布団に代わる もの シーツ袋	・ ベットの大きさに合ったサイズのものをご準備ください。 * 詳しくは P.23 をご確認ください。

☆衣類の補充について

<衣服のタンス>

- ・ シャツ（肌着） : 2～3 枚
- ・ 衣服一式 : 2～3 組
(季節に応じて入れ替えてください)
- ・ 靴下 : 1 足
- ・ ビニール袋 : 10 枚 (1 枚ずつ記名して下さい)
- ・ エプロン : 1～2 枚
- ・ おしぼり : 1～2 枚
- ・ 多目的用タオル : 1 枚
(フェイスタオルの大きさ: 約 34～80 センチ)

<個人用引き出し> (常時入れておくもの)

- ・ おむつ (3 枚程度)
- ・ おむつ替えマット (予備)
- ・ おしり拭き (予備)
- ・ トレーニングパンツ 又はパンツ
(子どもさんの様子に合わせて)
- ・ ビニール手袋 (予備)

<トイレのカゴ>

- ・ おむつ替えマット
- ・ おしり拭き
- ・ ビニール袋
- ・ おむつ 7 枚
- ・ ビニール手袋

＊使用した分は、必ず翌日に補充をお願いします。不足することのないようにしてください。

☆ご協力ください☆

ご家庭で余っている、雑巾やタオルがありましたらご協力ください。
食事やおやつの机拭き、保育室の掃除、棚や玩具の消毒等に使用します。新品の雑巾やタオル、使用済みのもの、どちらでも結構です。年間を通してご協力いただけると大変ありがたいです。よろしくお願いします。

<お願い>

- ・ 髪が長い(肩以上)お子さんは、結んでください。(遊びや食事の時に邪魔になります)ヘアピンやビニールゴムは、怪我や誤飲につながりますので使用しません。
- ・ 勤務先を離れるときや他のところへ出かける時は、**朝申し出て**、いつでもすぐに連絡がとれるようにしておいてください。(園からの連絡は、基本的に職場にします)
- ・ 欠席や遅れて登園される場合は、必ず **9 時まで** にコドモン等で連絡してください。

※保護者がお休みの日はできるだけ家庭での保育をお願いします。
家庭での親子の触れ合いが、こどもの成長にとって大切です。

こども園等一覧（地区別五十音順）

地区	No	園 名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件 が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育実施	認可等
豊田	1	朝 日	日南町 5-15-2	32-2212	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 30 分～午後 5 時	—	○	公幼
	2	五ヶ丘大和	五ヶ丘 2-19-1	88-1237	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	3	井 上	井上町 9-60-1	45-5010	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	4	伊 保	保見町榎堂坊 28	48-8188	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	5	いぼばら	大清水町南岬 1-280	31-3340	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	6	今	今町 7-50-2	28-2285	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	7	うねべ	畝部西町伊勢神 1-1	21-0405	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	8	梅 坪	梅坪町 1-14-1	32-2057	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	9	永 新	永覚新町 5-193	29-0732	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	10	大 畑	篠原町片坂 40-6	48-8288	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	11	大 林	大林町 14-11-13	28-0012	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	12	上 郷	上郷町郷下 15	21-1830	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	13	上鷹見	上高町古白 344-2	41-2219	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	14	キッズハウスとよた	西町 1-76	36-5025	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	小規模
	15	越 戸	越戸町松葉 52-2	45-1073	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	16	こじま	金谷町 7-30	32-2281	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	17	駒 場	駒場町新生 69	57-2413	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	18	拳 母	拳母町 5-58	32-0199	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	19	拳母ルーテル	桜町 1-79	32-1764	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	20	浄 光	宮町 3-64	32-3635	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	21	浄水ひかり	浄水町南平 101	63-5680	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	22	浄水松元	浄水町南平 100	45-6884	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	23	寿恵野	鴛鴨町畔畑 227	28-2403	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	24	住 吉	住吉町 1-6-3	52-3807	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	25	青 松	朝日ヶ丘 6-41	34-0065	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	26	第二いぼばら	大清水町原山 108-7	85-0160	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	27	第二青松	朝日ヶ丘 6-45	35-0015	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	28	第二わかば	若林東町上り戸 13-3	41-7830	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	29	たかね	和会町鳥手 167	21-0404	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	30	高 橋	水間町 4-155-1	88-8088	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	31	たかはら	高原町 5-73-2	34-5141	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	32	高 美	若林西町長根 64	52-3706	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	33	竹 村	中町経塚 4	52-8508	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	34	中 央	四郷町山畑 78-2	45-0066	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	私保
	35	堤	本田町本田 1	52-3053	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	36	堤ヶ丘	堤町道仙 65	52-0166	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	37	寺 部	上野町 1-173	80-2194	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	38	東 海	神池町 2-1236	88-0599	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	39	童子山	小坂町 16-51	32-3566	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	40	透 成	西広瀬町清水 30	41-2550	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保

地区	No	園 名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件 が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育 実施	認可等
豊田	41	渡 刈	渡刈町 3-98	28-8300	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	42	トヨタ	水源町 1-1-1	28-2198	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	43	豊田聖霊	聖心町 4-10-6	28-2178	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	44	豊田大和キッズ	今町 1-6-2	27-5678	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	45	豊田東丘	宝来町 4-758-274	89-7570	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	46	豊 松	豊松町狐塚 120-4		3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	47	ナースリーハウス	平芝町 2-2-5	77-6406	4 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	小規模
	48	中 金	城見町須田口 6	41-2238	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	49	中根山	高岡本町双葉 60	52-3029	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	50	名古屋柳城短期 大学附属豊田	市木町 3-19-7	80-0198	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	51	根 川	下林町 7-41	32-1082	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	52	野 見	美里 5-19	80-0650	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 30 分～午後 5 時	—	○	公幼
	53	林 丘	大林町 10-15-2	28-1074	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	午後 6 時 まで	○	認(幼)
	54	東広瀬	東広瀬町蔵屋敷 19-1	41-2112	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	55	東保見	保見ヶ丘 4-6-1	48-2221	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	56	東 山	渋谷町 3-978-36	80-6074	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	57	ひかり	矢並町大坪 901-2	80-2280	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	58	ひなたぼっこ	若宮町 2-70	34-5008	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	事業所
	59	平 井	百々町 4-20	80-2193	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	60	平 山	平山町 1-10-1	28-6187	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	61	広 沢	舞木町焼山 1102-23	44-0288	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	62	藤 敷	豊栄町 3-120	28-4717	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	63	保見ヶ丘	保見ヶ丘 5-1-1	48-1500	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	64	本 地	本地町 2-51-1	27-2662	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	65	益 富	志賀町箕平 77-1	80-0365	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	66	松 平	九久平町築場 52	58-0070	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	67	丸 山	丸山町 3-30	28-0744	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	68	みずほ	瑞穂町 2-5	32-7380	4 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	69	御 船	御船町山屋敷 78-30	45-1215	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	70	宮 口	宮口町 2-50	32-6727	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	71	美 山	美山町 4-47-1	41-8812	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	72	みるみる園	京町 4-3-9	31-5875	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	事業所
	73	美 和	百々町 9-43	88-2230	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	74	杜のひかり	大清水町大清水 100-1	45-9966	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	75	山之手	山之手 1-78-1	28-1101	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	76	竜 神	竜神町神田 60	28-8200	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	77	若 園	中根町永池 192-18	52-3820	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	78	わかば	若林東町上外根 86-2	52-1838	4 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	79	若 林	若林東町東山 47-1	52-8350	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	80	若 宮	若宮町 6-2-5	32-3200	6 か月-5 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保

地区	No	園 名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件 が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育 実施	認可等
藤岡	81	飯 野	藤岡飯野町出口 1122	76-2667	5 か月-5 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	82	石 畳	白川町大根 1271-1	76-1998	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	83	木 瀬	木瀬町浜居場 248-1	76-1765	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	84	中 山	西中山町蔵屋敷 136-1	76-4436	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	85	中山松元	西中山町後田 93-6	76-3033	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
小原	86	大 草	小原町北洞 268-2	65-2045	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	87	道 慈	乙ヶ林町下立 122-1	65-2733	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
足助	88	足助もみじ	岩神町築瀬 25-1	62-0685	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	89	大 蔵	大蔵町本城 13-1	64-2220	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	90	則 定	則定町前田 5	63-2051	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	91	冷 田	冷田町上冷田 38	63-2310	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
下山	92	大 沼	大沼町船橋 21	90-3021	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	93	東 部	羽布町川合 23-2	90-3173	3-5 歳児	—	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
旭	94	小 渡	下切町下切 10	68-2766	3-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	95	杉 本	杉本町三斗成 36	68-2701	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
稲武	96	稲 武	武節町神田 96-1	82-2025	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保